

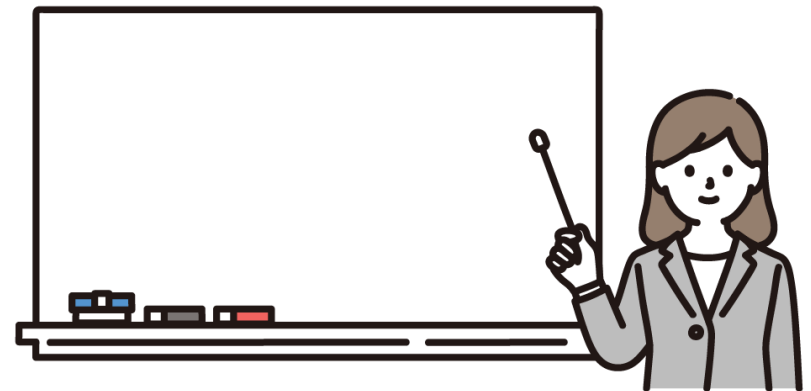
本資料は令和4年10月25日に開催されました、進路指導研修会「障がい児福祉サービスについて」にて使用されたものです。

資料の内容については当時のものになります。最新の情報については別途御確認ください。尚、本資料は各団体様のご厚意で掲載しております。これらの資料を個人の利用を超える範囲で使用することはお控えください。

# ひいらぎ特別支援学校 保護者向け説明会

## 障がい児福祉サービスについて

日時：令和4年10月25日(火)10:00~11:00



# 障がい児福祉サービスとは

## ○概要○

児童福祉法に基づき、障がいのある児童に対し、心身ともに健やかに育成するための支援を行います。

## ○対象○

医学的診断名又は障がい者手帳等により、療育の必要性が認められる児童。

## ○利用者負担○

障がい福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の3区分の負担上限月額が設定されます。  
(①低所得:0円 ②一般1:4,600円 ③一般2:37,200円)

# 障がい児福祉サービス一覧

サービス種類	対象	内容
児童発達支援	主に未就学の障害児	就学前の障害のある児童に対して、施設に通所し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児	肢体不自由の障害のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児	学校就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児	保育所等を訪問し、障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

# 障がい児福祉サービス一覧

サービス種類	対象	内容
児童発達支援	主に未就学の障害児	就学前の障害のある児童に対して、施設に通所し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児	肢体不自由の障害のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児	学校就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児	保育所等を訪問し、障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

# 放課後等デイサービスについて

## 【事業の概要】

就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、社会との交流の促進や生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行う。

## 【対象】

学校教育法に規定する学校に就学している  
6歳～18歳の障がいのある児童



## 【内容】

放課後や長期休暇中に以下の視点を踏まえた多様なメニューを設け、本人の希望・療育目標に応じたサービスを提供。（※個別支援計画を立てて支援を行う）

- 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- 創作活動
- 地域交流の機会の提供
- 余暇の提供



ご不明な点がございましたら、  
各相談窓口へお問い合わせください。  
(P. 9、10 参照)

# 保育所等訪問支援について

## 【事業の概要】

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

## 【対象】

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など、児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害のある児童





## 【内容】

発達の心配や障がいのあるお子さんが通う、保育園、幼稚園、学校等を支援員が訪問し、そこで働く先生方に、専門的な見地から助言し、子どもたちが集団生活にうまく適応できるように支援する。(※個別支援計画を立てて支援を行う)

- 子どもへの「直接支援」
- スタッフへの「間接支援」
- 保護者への丁寧な報告

# サービス利用の流れ



## ①相談

発達支援相談あゆみ、障がい者相談支援センターなど

## ②障害児支援利用計画の作成

## ③子育て相談課へ申請手続き

※障がい者手帳または診断書(医師の意見書)等の提出

## ④支給決定(受給者証の発行)

## ⑤放課後等デイサービスの利用開始



# お気軽にお問合せください

半田市子育て相談課発達支援担当(半田市役所内)  
(0569)84-0657

発達支援相談あゆみ(半田市役所内)  
(0569)21-6077

半田市障がい者相談支援センター(雁宿ホール内)  
(0569)21-5585

# 子どもに関する相談窓口

☆子どもの成長に合わせて相談したいことも様々ですね。  
半田市の相談先をまとめましたので、参考にしてみてください。

※各相談内容に対して、対応する専門職を記載しておりますので、相談する際の参考にしてください。

妊産婦	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

## 子育て相談課



母子保健担当：【相談内容】妊娠・出産・乳幼児健康診査・育児・予防接種のこと **TEL84-0645 (直通)**  
 発達支援担当：【相談内容】障がい児福祉サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス等)利用のこと  
 発達支援相談あゆみ：【相談内容】発達のこと・障がいのこと **TEL21-6077 (直通)** **TEL84-0657 (直通)**  
 家庭相談担当：【相談内容】子育てのこと・虐待相談のこと・その他家庭の悩みなど **TEL84-0657 (直通)**

## 子育て支援センター TEL22-4188

【相談内容】子育てサービスについて

子育て支援センター「はんだっこ」には、赤ちゃんから就学前の親子の遊び場があります。また、子育てに役立ついろいろな講座を実施しています。その他、子育てについて困っていることについて、相談ができます。→利用者支援専門員が対応します。

## 幼児保育課 TEL84-0660 (直通)

【相談内容】保育園・こども園のこと

保育園・認定こども園



園生活での相談等、随時できます。  
→指導保育士が対応します。

## 学校教育課 TEL84-0688 (直通)

【相談内容】幼稚園・こども園、小・中学校のこと

◎例えば：学校生活などで困っていることなど

いじめ、不登校など子どもが困っていること等、なんでも相談できます。  
→指導主事・教育相談員・スクールソーシャルワーカーが対応します。



幼稚園  
認定こども園

小学校

中学校

高等学校  
・就職先

## 地域福祉課 TEL84-0643 (直通)

【相談内容】→障がい手帳(身体・療育・精神)のこと・障がい福祉サービス利用のこと